

# 大江町議会基本条例

## (解説)

平成 27 年 3 月 16 日制定

## 大江町議会基本条例

地方分権改革によって地方自治体の自己決定と責任の範囲が拡大するなか、地方議会の議員は町民から直接選挙により選ばれ、住民全体の代表者として二元代表制の一翼を担い、首長とともに町の発展、町民福祉の向上など、その果たすべき役割及び責務はますます大きなものとなっている。

このため、大江町議会(以下「議会」という。)は、大江町民(以下「町民」という。)とともに、町民を代表する合議制の機関として、積極的に議会改革に取り組み、議会及び大江町議会議員(以下「議員」という。)の活動原則を定めるとともに、公平性、公正性及び透明性を確保し、積極的な情報公開による町民に開かれた議会、町民参加を促進し町民に信頼される議会を目指し、もって町民の負託に応え活力ある地域社会を実現することを誓い、この条例を制定する。

### 解説

大江町の発展と町民福祉の向上など、二元制としての議会の果たすべき役割・責任を認識し、自らが積極的に議会改革に取り組み、町民とともに活力ある地域社会の実現を図っていくことを決意しています。

### (目的)

**第1条** この条例は、町政の情報公開と町民参加を原則として、住民自治にふさわしい議会運営の基本的な事項を定めることにより、大江町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

### 解説

開かれた議会運営と町民参加を基本とした議会基本条例の意義と目的を定めています。

### (議会の活動原則)

**第2条** 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会は町民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公平性、公正性、透明性及び信頼性を重視して、町政運営状況を監視及び評価すること。
- (2) 町民に開かれた議会を目指して積極的な情報公開に取り組むとともに、町民に対し、議会の議決又は運営について説明責任を果たすこと。
- (3) 町民の意見を町の政策形成に適切に反映できるよう、町民参加を促進し、政策提言や政策立案の強化に努め、町民とともにまちづくり活動に取り組むこと。
- (4) 議会運営は、町民に分かり易くかつ関心が高まるように努め、常に議会改革に努めること。

### 解説

町の意思決定機関として議会に求められる役割、機能を果たすための活動原則を定めています。

- (1) 議会は町民を代表する議決機関であることを常に自覚するとともに、町民から信頼される議会運営を図るとともに、町政の監視・評価する役割を定めています。
- (2) 開かれた議会運営により、議会の議決又は運営について説明責任を果たすことを定めています。
- (3) 町民の意見を反映した政策形成・立案力を高め、町民と共にまちづくりに取組むことを定めています。
- (4) 町民に分かり易くかつ関心を持ってもらえるような議会運営のために、普段から議会改革に取組むことを定めています。

### (議員の活動原則)

第3条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の自由かつ達な討議を重んずること。
- (2) 町政全般について町民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんに努め、町民の代表としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表に止まらず、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

### 解説

前条で規定した議会の活動原則を踏まえ、議員としての基本姿勢、活動の原則を定めています。

- (1) 議会は、言論によって物事を決める言論の府・合議制機関であることを認識し、議員同士の自由で活発な討議を重視することを定めています。
- (2) 町政に対する町民の意見・要望等を的確に把握し反映させるとともに、自らが不断の研さんに努め、町民の代表として自覚・活動することを定めています。
- (3) 議会の構成員として特定の団体や地域に偏らず、町民全体の福祉の向上を目指して活動することを定めています。

### (町民参加及び町民との連携)

第4条 議会は、町民に対し、議会の活動に関する情報を積極的に公表し透明性を高めるとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 会議は、本会議のほか、すべて会議は原則公開とし、議会報告会、懇談会等を開催するものとする。
- 3 議会は、本会議及び委員会における公聴会制度及び参考人制度を活用し、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提言と位置付けるとともに、その審議においては、提案者の意見を聞く機会を設けるよう努めるものとする。
- 5 議会は、町民との意見交換の場を設け、議会及び議員の政策立案能力を高め、政策提案の拡大に努めるものとする。

#### 解説

1. 議会が町民に対して果たすべき事項として、議会活動を積極的に公表するとともに、議決した事項や町政運営に対する議会の考え方について説明責任を果たしていくことを定めています。
2. 町民から広く活動を知つてもらうために議会の会議は原則として公開とするほか、議会報告会等を開催し、町民の意見を聞き、議会活動に反映することを定めています。
3. 議会は、議案等の審議にあたっては公聴会制度などの活用により、町民からのより専門的かつ政策的識見を議会の討議に反映させるよう努めることを定めています。
4. 議会は、請願等を町民による政策提言として捉え、その審議にあたっては、提案者の意見を聞く機会を設けるよう努めることを定めています。
5. 議会は町民との積極的に意見交換の場を設けるとともに、政策立案能力を高め、町民からの意見を町政に反映できるよう努めることを定めています。

#### (議会と執行機関の長との関係)

- 第5条 議員は、議会審議において、町長等執行機関の長との緊張感の保持に努めなければならない。
- 2 議会における一般質問は、広く町政上の論点及び争点を明確にし、一括質問・一括 답변又は一問一答方式のいずれかの方法を選択して行う。
  - 3 議長は、町長等執行機関の長に対し、議員の質疑又は質問の論点を整理するため反問を許可することができる。

#### 解説

1. 議会は、町民を代表する機関であることを自覚し、町等執行機関と緊張関係を保ちながら、町の様々諸課題に対して審議決定することを定めています。
2. 議員は、一般質問を行う場合は、十分な審議・政策提言等を行うため町政上の課題及び争点を明確にし、一括質問方式か一問一答方式のいずれかにより行う事と定めています。
3. 議長は、議会並びに町長等との十分な質疑を行うため、町長等に対して、議員の質疑又は質問の論点を整理するための反問権を許可できることを定めています。

### (地方自治法第 96 条第 2 項の議決事件)

第 6 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 2 項の規定に基づく議会の議決事件は、次の各号に掲げるものとし、計画的かつ町民の視点に立った透明性の高い町政の運営に資するものとする。

- (1) 基本構想
- (2) 基本構想に基づく基本計画
- (3) 町民憲章の制定又は改廃に関する事項
- (4) 各種都市宣言の制定又は改廃に関する事項
- (5) 友好都市又は姉妹都市の提携、協定又は廃止に関する事項
- (6) 町の木、町の花その他町の象徴となるものの制定又は改廃に関する事項

#### 解説

議会及び議員として、町づくり参画している役割と責任を十分認識し、地方自治法第 96 条第 2 項の規定により、地方自治法で定める事件に加え、(1)から(6)までの項目について、新たに議決事項とすることを定めています。

### (自由討議の保障)

第 7 条 議会は、議員による討論の場であることを認識し、議員相互間の討議を中心とした運営により、十分な論議を尽くして合意形成に努めなければならない。

2 議員は、前項による議員相互間の討議を深め、政策、条例、意見等の議案を積極的に提出するよう努めるものとする。

#### 解説

1. 議会は、議員による討論の場であることを認識し、議員相互間の議論を中心とし、十分な審議を果たして、議会としての合意形成を図ることに努めることを定めています。
2. 議員は、前項の規定による議員間の討議により、政策、条例等、町政に積極的に反映させていくことを定めています。

### (議員研修の充実強化)

第 8 条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。

#### 解説

議会は、町政への政策提言等まちづくりに大きな役割と責任を持っていることを踏まえ、議員の資質、政策形成及び立案能力を高めるため、議員研修の充実に努めることを定めています。

### (議会事務局体制の整備)

第 9 条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

#### 解説

議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図ることを定めています。

### (議会広報活動の充実)

第 10 条 議会は、議会活動及び町政に関する情報について、議会独自の視点から、常に町民に対して公表するなど、情報の提供に努めなければならない。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう広報活動の充実に努めなければならない。

#### 解説

1. 議会は、説明責任を果たすために、議会活動や町政に関する情報を、常に町民に対して分かり易くかつ丁寧に公表し、情報提供に努めることを定めています。
2. 議会は、情報技術の発達を踏まえ、インターネットによる議会中継や町ホームページへの掲載など、様々な広報手段により町民が議会と町政に関心を持ってもらうよう、広報活動の充実に努めることを定めています。

### (最高規範性)

第 11 条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例及び規則等を制定してはならない。

#### 解説

本条例が大江町議会における最高規範であることを明示し、議会に関する条例等は、この条例の制定目的と内容に反してはならないことを定めています。

### (議会及び議員の責務)

第 12 条 議会及び議員は、この条例の理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される議会関係条例等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

### 解説

議会及び議員の責務として、本条例並びに議会に関する条例等の理念及び内容を遵守し、それに基づいて議会運営を行い、町民を代表する合議制機関として、町民に対して説明責任を果たすことを定めています。

### (見直し手続)

第 13 条 議会は、必要に応じてこの条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、この条例に規定する制度の改善が必要と認められる場合は、この条例の改正等適切な措置を講ずるものとする。

### 解説

1. 町民の意見、社会情勢等の変化等に対応するため、議会は、常に本条例の理念及び目的が達成されているかを検証することを定めています。
2. 検証したの結果、本条例を改正する必要があると認められた場合は、改正等適切な措置を講ずることを定めています。

### (委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

### 解説

本条例の定めのない事項について、施行に関し必要な場合は議長が別に定めるとします。

### 附則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。